

定例監査等結果報告書

- 1 監査対象部署 健康福祉部 ふれあい福祉課
- 2 監査実施日 令和7年6月27日
- 3 監査実施場所 監査委員室
- 4 監査の範囲 令和6年度財務に関する事務、事業の管理及び行政事務全般
- 5 監査の執行者 監査委員 西村 一伸
監査委員 表 靖二

6 監査の実施手続

あらかじめ必要と認められた事項を記した監査資料、関係する管理資料、申請書類及び執行手続書類並びに台帳等の提出を求め、事務局職員により、その内容の閲覧、帳簿突合、質問等の予備監査を行った。

また、監査当日は、健康福祉部長ほか関係職員の同席の下、所属長から監査資料に基づき事務事業の執行状況等を聴取するとともに、質疑を交わした。

7 監査の着眼点

財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び行政事務の執行が、関係法令に基づき適正かつ効率的、合理的に行われているかを主眼として、監査を実施した。

監査の主な着眼点は、次のとおりである。

- (1) 収入及び支出事務は、関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (2) 契約事務は、関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (3) 財産の管理は、適正に行われているか。
- (4) 施設の維持管理は、適正に行われているか。
- (5) 公金の取り扱いは、適正に行われているか。
- (6) 事務事業の目的を明確にし、適切なプロセスを経て有効に執行されているか。
- (7) 前回の監査で指摘した事項は、適正に改善されているか。

8 監査の結果

次に記載する指摘事項以外の予算執行状況、財産の管理状況、事務事業の管理状況、安全対策、行政事務の執行状況及び前回指摘事項の項目については、おおむね良好に執行がなされているものと認められた。事務処理上にわたる注意事項については、監査の過程において当事者に指導したので本書には省略した。

指摘事項は次のとおりである。

<指摘事項1>

前回の監査（令和5年2月実施）において、生活保護法第63条および第78条に

基づく生活保護費の未収金残高が憂慮される水準であったため、これら未収金の適切な回収と管理を求めた。特に、強制徴収可能な債権については滞納処分の実施、悪質なケースには告訴など毅然とした対応を求めたが、今回の監査でも改善は見られなかった。

原因は、「小松市生活保護債権管理マニュアル」に具体的な手続きが記載されていない不備に加え、職員の専門的知識や経験の不足により具体的な対応措置が実行できなかったことにあると言える。

生活保護は、その生活困窮者に速やかに資金を提供することを目的としている一方で、不適切な申請による支給が行われた場合には返還を求める側面も有している。生活保護費は公金であり、適切で公正な管理が不可欠であるため、債権回収に関する職員の理解と適切な体制の構築が重要と言える。

「小松市生活保護債権管理マニュアル」については、市としての債権管理の方針のもとで関係部署との十分な調整の上で整備し、そのうえで適切な実行に移すことが求められる。具体的には、毎月の面談において特異なケースの早期発見に努め、時効防止のための履行延期による分割納付や保護費からの控除などの即時対応を行い、その都度情報を共有することが考えられる。また、対象者の早期経済的再生を視野に入れ、生活実態や自立更生の可能性を考慮し、必要に応じて債務免除や債権放棄制度の活用を検討することも求められる。まずは早期発見と初動における適切な対応を徹底し、その後は段階的に順次措置を講ずることにより、バランスの取れた丁寧な対応を進める必要がある。

一般的な措置では対応が困難なケースに関しては、専門家への相談、専門部署との連携強化や業務の移行を図ることが必要である。また、生活保護制度や収入申告に関する周知徹底を行い、返還金等の発生を未然に防ぐ取り組みも欠かせない。債権管理については当該課だけでなく小松市としての方針を明確に示し、関係部署が横断的に進めていくことが望まれる。昨今の経済状況や高齢化の進展により、被保護者の増加が予想される中、現状を看過せず、速やかに改善に向けて、具体的な対策を確実に実行し、より効果をあげることを大いに期待するものである。

法第 63 条：緊迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けたときの返還金

法第 78 条：不実の申請その他不正な手段により保護を受けたときの徴収金

<指摘事項 2 >

前回実施（令和 5 年 2 月）の監査において、被援護者に対する生活援護費の支給手続きについて、申請書の所属長決裁を受ける前に現金が支給され、さらにその資金が生活援護費とは異なる、「浮浪者移送費」という名目の資金前渡金から調達さ

れていることを指摘したが、今回の監査でも改善は見られなかった。

現在の手続きでは、被援護者が相談に訪れた時点で金額を決定し、その場で現金を支給している。その後、申請書の決裁を受け、改めて会計課に生活援護費として資金前渡金を請求し、受け取った現金を浮浪者移送費等の資金前渡金に戻す方法が取られている。

浮浪者移送費等の資金前渡金については、生活援護費も含むものであるとの説明を受けたが、実際の運用を見る限りでは、月初めに支給される浮浪者移送費等の資金前渡金の額は、一か月間の生活援護費に係る想定額を下回り、十分に賄える金額ではないことに加え、月末の精算記録にも生活援護費の入出についての記載がされておらず、生活援護費が含まれていない場合と同様の取り扱いとなっていた。

これは、多額の現金を常に保有しないためのやむを得ない措置とのことであるが、事前に申請書の所属長決裁を経ずに支給を行うこと、および正規の資金前渡の手続きを踏まずに支給している現在の状況は、支給金額の誤算定や不正行為を未然に防ぐ観点から極めてリスクが高い。

事務手続き上のリスク低減と事務の透明性を図るため、今後は浮浪者移送費と生活援護費の資金前渡金は明確に分けて管理し、申請書は事前に所属長の決裁を受けたうえで資金を交付する仕組みを速やかに構築されたい。

9 監査の結果に添える意見

前回の監査（令和5年2月実施）において、指摘事項として別に述べた案件の他に、①義援金箱の現金を市金庫へ即日納入していないこと、②行政財産使用許可台帳の整備がされていないこと、③実行委員会が取り扱う準公金の管理簿による管理がされていないこと、④契約書に記載の要綱が制定されていないこと、⑤要綱に記載の重要物品の廃止手続きがされていないこと等について改善を求めたが、今回の監査でも改善は見られなかった。

前回監査時に指摘した問題点について十分な対応が行われておらず、組織内の業務が適正に遂行されない状況が継続している点は大きな課題である。特に、①義援金箱の現金の把握及び納入頻度が月1回であることは、不正や紛失のリスクを増大させるものである。「義援金は市民からの善意による寄附金である」という点を重く受け止め、その寄附者の意思に沿い、確実に届けることが使命である。これらの目的の重要性に鑑み、小松市では財務規則において現金の管理及び納入に関する取り扱いを定めており、その趣旨を踏まえた適切な対応が求められる。②行政財産使用許可台帳の整備が未だに進められていない状況は、財産情報の適切な管理がされず、曖昧な情報に起因する将来的なトラブルや無秩序を生むリスクがある。③実行委員会が取り扱う準公金の管理簿を整備せず、適切な管理がされていない点についても、

会計処理の透明性を低下させるものであり、市民の信頼を損なう要因となりかねない。実行委員会等が扱う現金は準公金であり、その管理は公金と同等程度の要求をされるだけでなく、そのリスクも大きいことを再確認されたい。さらに、④契約書に記載されるべき要綱の改正がされず、前回指摘した運行要綱をそのまま使用している現状は、契約管理や行政手続きの正当性および効率性を欠くものである。

今回の監査では、債権管理、現金管理、基金管理、財務関係手続き、契約手続き及び実行委員会の事務手続きなどの多くの項目において、適切性を欠いた事例が数多く確認された。これらの事例は、担当課がその責務や役割を十分に理解しておらず、組織内で統制やチェック機能が十分に働いていないことを示している。

これらの課題を改善するためには、組織全体で業務改善に向けた意識改革を行うとともに、職員一人ひとりが自らの責任と業務の意義を認識することが不可欠である。

今後の対応として、指摘事項に対し迅速かつ具体的な改善措置を講じる体制を早急に構築することが求められる。その実現のためには、関係する職員の研修の実施と業務マニュアルを整備し、具体的な手続きや指針を明確化する必要がある。また、各業務の進捗状況や改善状況について定期的にチェックし、確実に履行が進められていることを客観的に確認できる仕組みを構築することも求められる。組織の統制を強化することで、市民からの信頼を確保し、健全かつ効率的な自治体運営に努められたい。